イ　2005（平成17）年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの
(ｱ)　大学を卒業した者及び2027（令和９）年３月までに大学を卒業する見込みの者
(ｲ)　人事院が(ｱ)に掲げる者と同等の資格があると認める者
ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。

⑵　試験の区分「教養」　次に掲げる者とする。
ア　1996（平成８）年４月２日から2007（平成19）年４月１日までに生まれた者
イ　2007（平成19）年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの
(ｱ)　大学を卒業した者及び2027（令和９）年３月までに大学を卒業する見込みの者
(ｲ)　人事院が(ｱ)に掲げる者と同等の資格があると認める者
ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。

6　第１次試験
⑴　試験種目
ア　試験の区分「教養」以外　基礎能力試験及び専門試験（多肢選択式）（専門試験（多肢選択式）の出題分野は別記のとおりとする。）
イ　試験の区分「教養」　基礎能力試験及び総合論文試験（第１次試験合格者の決定は、基礎能力試験の成績により行い、総合論文試験は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合する。）
⑵　試験の実施日　2026（令和８）年３月15日（日）
⑶　試験地
ア　試験の区分「教養」以外　札幌市、盛岡市、仙台市、千葉市、東京都、新潟市、長野市、静岡市、名古屋市、金沢市、京都市、大阪市、神戸市、松江市、岡山市、広島市、高松市、松山市、福岡市、北九州市、熊本市、鹿児島市及び那覇市
イ　試験の区分「教養」　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市
㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。
⑷　第１次試験合格者発表　2026（令和８）年３月30日（月）に、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。

7　第２次試験
⑴　試験種目
ア　試験の区分「教養」以外　専門試験（記述式）、政策論文試験及び人物試験（専門試験（記述式）の出題分野は別記のとおりとする。）（人物試験は、個別面接により行う。）
なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。
イ　試験の区分「教養」　企画提案試験、政策課題討議試験及び人物試験（人物試験は、個別面接により行う。）
なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。
⑵　試験の実施日
ア　試験の区分「教養」以外
専門試験（記述式）及び政策論文試験　2026（令和８）年４月12日（日）
人物試験　2026（令和８）年４月20日（月）から５月15日（金）までの間の指定する日
なお、性格検査は2026（令和８）年４月12日（日）に行う。
イ　試験の区分「教養」　2026（令和８）年４月27日（月）及び４月28日（火）又は４月30日（木）及び５月１日（金）のいずれか指定する連続した２日間
⑶　試験地　次表に掲げる第１次試験を受験した都市に対応した第２次試験地で受験すること。
なお、第１次試験を受験した都市に対応した第２次試験地が２か所ある場合は、いずれかを第１次試験合格通知書及び第２次試験通知書（試験の区分「教養」にあっては、第１次試験合格通知書）で指定する。
ア　試験の区分「教養」以外

第１次試験地	第２次試験地
札幌市	札幌市
盛岡市　仙台市	仙台市
千葉市　東京都　新潟市　長野市	さいたま市 東京都
静岡市　名古屋市　金沢市	名古屋市
京都市　大阪市　神戸市	大阪市
松江市　岡山市　広島市	広島市
高松市　松山市	高松市
福岡市　北九州市　熊本市　鹿児島市	福岡市
那覇市	那覇市

イ　試験の区分「教養」

第１次試験地	第２次試験地
札幌市　仙台市 東京都　名古屋市	さいたま市 東京都
大阪市　広島市　高松市　福岡市　那覇市	大阪市

8　英語試験　英語試験による加算を求める受験者は、2021（令和３）年４月１日以後に受験したＴＯＥＦＬ（iBT）、ＴＯＥＩＣ Listening & Reading Test（公開テストに限る。）、ＩＥＬＴＳ又は実用英語技能検定のいずれかの試験（以下「対象試験」という。）の成績を証する書面の原本の提示及びその写しの提出（対象試験の成績を証する電磁的記録を出力することにより作成した書面であって、試験機関が当該書面に記載された事項を利用して真正な成績を確認することができるものを提出することを含む。以下「成績証明書の提示等」という。）をすること。成績証明書の提示等をした受験者には、最終合格者決定の際に、その成績に応じて、総得点に15点又は25点を加算する。

9　最終合格者発表　2026（令和８）年５月29日（金）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

10　採用候補者名簿及び採用方法　試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。